平成２２年（フ）第９８９０号
東京都豊島区上池袋３丁目25―４―105
債務者　吉田恵美こと　馬　　恵美
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８９９号
東京都江東区北砂１丁目18―２―205
債務者　田島　　忍
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９００号
埼玉県鴻巣市屈巣2377
債務者　武井　浩之
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９２３号
東京都北区豊島２丁目12―16
債務者　佐野　　翔
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９２５号
東京都江戸川区松島４丁目17―12―101
債務者　松本泰比古
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９２６号
埼玉県八潮市大字大瀬245―１―301
債務者　多田　友美
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９２８号
東京都練馬区光が丘２丁目７―５―1011
債務者　大川八重子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９３４号
東京都港区東麻布１―17―26、住民票上の住所茨城県古河市緑町10―25
債務者　石井　正和
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９３５号
東京都港区東麻布１―17―26、住民票上の住所茨城県古河市緑町10―25
債務者　石井　里沙
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３４号
横浜市港北区大倉山４丁目36番27号　ローズパティオ102
債務者　宮本　幸一
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２８１号
横浜市泉区下飯田町598番地の１
債務者　重山　　宏
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３２１号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北４丁目７番33号
債務者　内山ひとみ
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４１８号
神奈川県鎌倉市台1466番地
債務者　亀山　房吉
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４２１号
横浜市緑区十日市場町907番地４　杉崎テラス１号
債務者　半田　和男
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５００号
横浜市瀬谷区瀬谷５丁目31番地10　橋本荘202
債務者　伊藤タカ子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５５６号
横浜市鶴見区向井町２丁目68番地１　ハイツタカトモ102
債務者　ルイズこと　ルイズ　ベルナオラ　ホメロ　エドアルド
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部